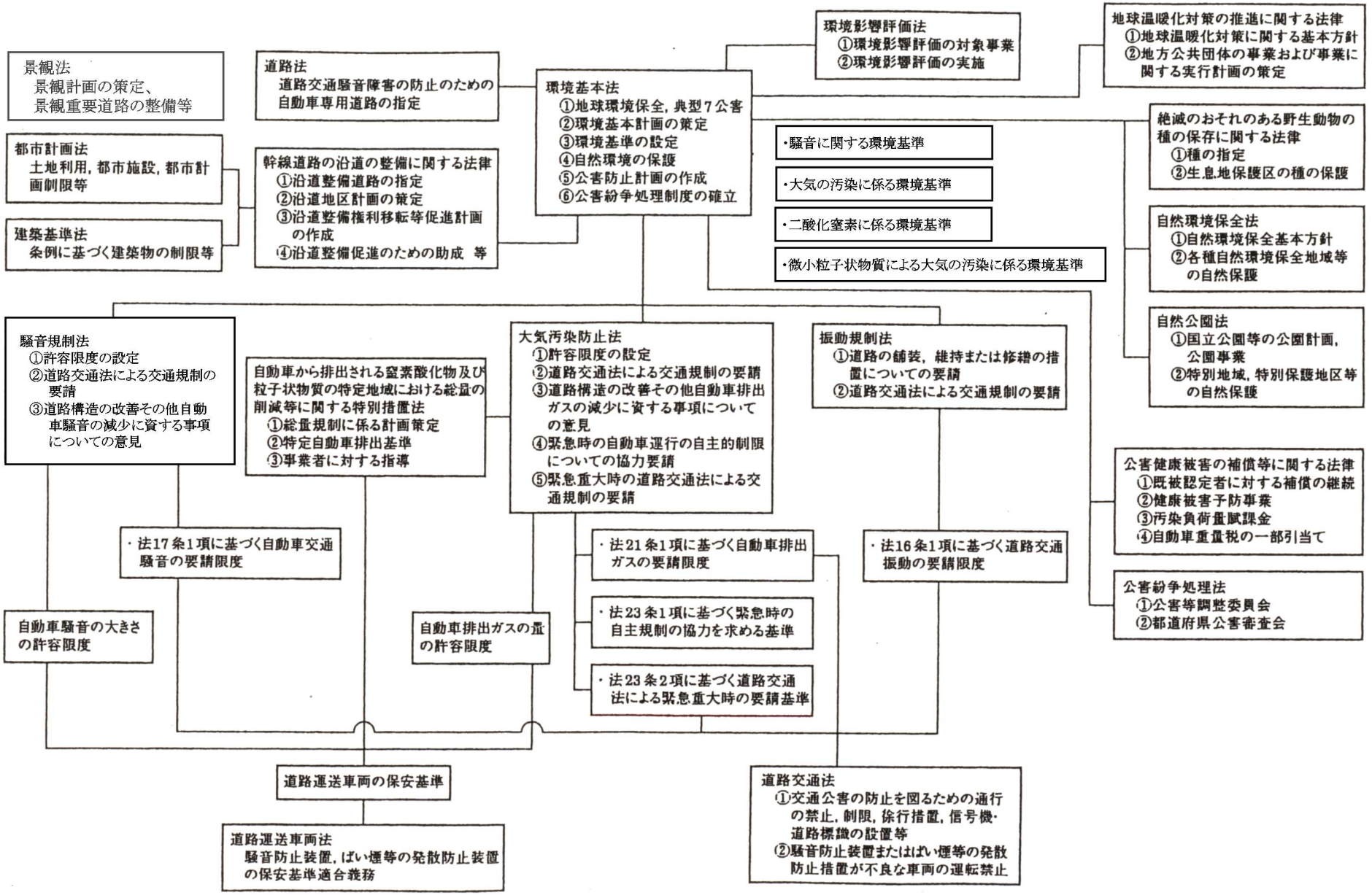
(2) 良好な環境の保全・形成



沿道環境の改善

○大気の現状

SPMの環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局） 令和6年度



NO_2の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局） 令和6年度

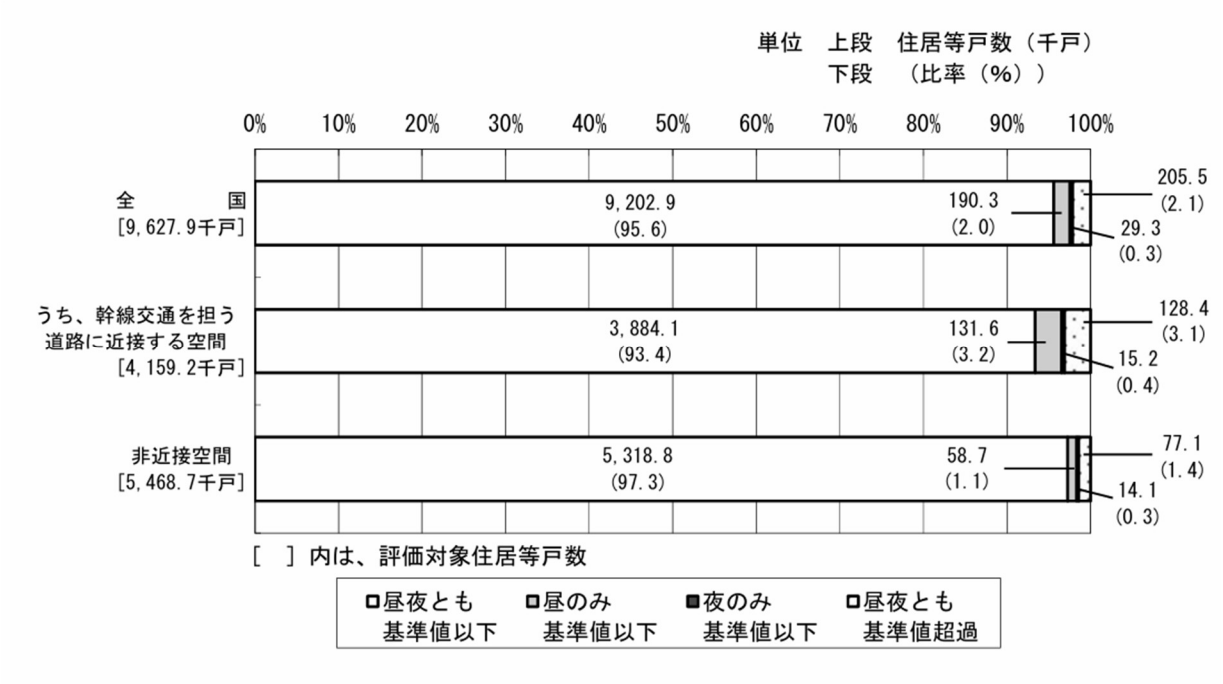


注）1. 対策地域とは，「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により指定された地域

2. 「令和６年度大気汚染状況について」（環境省）より作成

○道路交通騒音の状況

環境基準達成状況の評価結果（全国）



注) 1. 高速自動車国道（3,486km, 抽出率37.7%）、都市高速道路（240km, 24.7%）、一般国道（22,477km, 40.0%）、都道府県道（40,661km, 31.3%）、４車線以上の市区町村道（2,673km, 0.3%）、その他の道路（132km）に面する地域で評価

2. 「令和６年度自動車交通騒音の状況について」（環境省）より作成

環境基準等

①　大 気 汚 染　(7)　環境基準，要請限度等

物　質	大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）　二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日　環境庁告示第38号　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）	大気汚染に係る環境基準 達　成　期　間	要　請　限　度 大気汚染防止法第21条第１項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める命令 昭和46年6月23日 総理府・厚生省令第2号	緊急時の要請基準 大気汚染防止法施行令 （昭和43年政令第329号） 第11条第2項（別表第5）	緊急時の自主規制の協力を求める基準 大気汚染防止法施行令 （昭和43年政令第329号） 第11条第1項（別表第5）
二酸化いおう （大気汚染防止法は硫黄酸化物）	1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下　かつ　1時間値　0.1ppm 以下	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努める。		1）1時間値　100万分の0.5以上が3時間継続 2）1時間値　100万分の0.7以上が2時間継続	1）1時間値　100万分の0.2以上が3時間継続 2）1時間値　100万分の0.3以上が2時間継続 3）1時間値　100万分の0.5以上 4）1時間値の48時間平均値　100万分の0.15以上
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 10ppm以下　かつ　1時間値の8時間平均値　20ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。	1時間値の月間平均値　100分万の10（10ppm）	1時間値　100万分の50以上（50ppm）	1時間値　100万分の30以上（30ppm）
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m^3以下　かつ　１時間値　0.20mg/m^3以下			1時間値　3.0mg/m^3以上が3時間継続	1時間値　2.0mg/m^3以上が2時間継続
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1　1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては，1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし，その達成期間は原則として7年以内とする。 2　1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては，原則として，このゾーン内において，現状程度の水準を維持し，又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		1時間値　100万分の1以上（1ppm）	1時間値　100万分の0.5以上（0.5ppm）
光化学オキシダント	1時間値　0.06ppm以下	維持されまたは早期に達成されるよう努める。		１時間値　100万分の0.4以上（0.4ppm）	１時間値　100万分の0.12以上（0.12ppm）
微小粒子状物質	1年平均値　15μg/m^3以下 かつ　1日平均値　35μg/m^3以下	維持され又は早期達成に努める。			
適　用場　所	工業専用地域，車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。		道路の部分及び周辺地域		
備考	環境基本法第16条第１項により人の健康を保護し，生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。		都道府県知事は，自動車排出ガスにより大気の汚染がこの限度をこえていると認められるときは，都道府県公安委員会に対し，交通規制の要請をする。	都道府県知事は，この基準の事態が発生したときは，当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては，都道府県公安委員会に対し，交通規制の要請をする。	都道府県知事は，この基準の事態が発生したときは，当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し，自動車の運行の自主的制限等について協力を求めなければならない。

自動車排出ガス規制値

種別			規制年	試験モード	成分		認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ガソリン・LPG車	乗用車		H17	コンバインモード(g/km)※3	CO		1.15(1.92)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	1.15(2.03)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
	トラック・バス	軽自動車	H19	コンバインモード(g/km)	CO		4.02(6.67)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	4.02(6.67)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	4.02(7.06)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
		軽量車(GVW≦1.7t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		1.15(1.92)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	1.15(1.92)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	1.15(2.03)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.10(0.16)	
					NO_X		0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)			NO_X	0.05(0.08)	
										PM※2	0.005(0.007)			PM※2	0.005(0.007)	
		中量車(1.7t＜GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		2.55(4.08)	H21	コンバインモード(g/km)※4	CO	2.55(4.08)	H30	WLTCモード(g/km)※4	CO	2.55(4.48)	
					NMHC		0.05(0.08)			NMHC	0.05(0.08)			NMHC	0.15(0.23)	
					NO_X		0.07(0.10)			NO_X	0.07(0.10)			NO_X	0.07(0.11)	
										PM※2	0.007(0.009)			PM※2	0.007(0.009)	
		重量車(3.5t＜GVW)	H17	JE05モード(g/kWh)	CO		16.0(21.3)	H21	JE05モード(g/kWh)※4	CO	16.0(21.3)	同左				
					NMHC		0.23(0.31)			NMHC	0.23(0.31)					
					NOx		0.7(0.9)			NOx	0.7(0.9)					
										PM※2	0.010(0.013)					
ディーゼル車	乗用車		H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	ディーゼル乗用車において、「小型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X	小型	0.14(0.19)			NO_X	0.08(0.11)			NO_X	0.15(0.23)	
						中型	0.15(0.20)									
					PM	小型	0.013(0.017)			PM	0.005(0.007)			PM	0.005(0.009)	
						中型	0.014(0.019)									
	トラック・バス	軽量車(GVW≦1.7t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X		0.14(0.19)			NO_X	0.08(0.11)			NO_X	0.15(0.23)	
					PM		0.013(0.017)			PM	0.005(0.007)			PM	0.005(0.009)	
		中量車(1.7t＜GVW≦3.5t)	H17	コンバインモード(g/km)	CO		0.63(0.84)	H21(2.5-3.5t) H22(1.7-2.5t)	コンバインモード(g/km)	CO	0.63(0.84)	H30	WLTCモード(g/km)	CO	0.63(0.88)	17年規制からは重量区分を変更。 (旧) 中量車 1.7t＜GVW≦2.5t 重量車 2.5t＜GVW (新) 中量車 1.7t＜GVW≦3.5t 重量車 3.5t＜GVW
					NMHC		0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.032)			NMHC	0.024(0.037)	
					NO_X		0.25(0.33)			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.24(0.36)	
					PM		0.015(0.020)			PM	0.007(0.009)			PM	0.007(0.013)	
		重量車(3.5t＜GVW)※4	H17	JE05モード(g/kWh)	CO		2.22(2.95)	H21(12t-) H22(3.5-12t)	JE05モード(g/kWh)	CO	2.22(2.95)	H28(7.5t-) H30(3.5-7.5t)	WHTC及びWHSCモード(g/kWh)	CO	2.22(2.95)	
					NMHC		0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)			NMHC	0.17(0.23)	
					NO_X		20.(2.7)			NO_X	0.7(0.9)			NO_X	0.4(0.7)	
					PM		0.027(0.036)			PM	0.010(0.013)			PM	0.010(0.013)	

種別			規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1			備考
														クラス1	クラス2	クラス3	
二輪自動車	第一種原動機付自転車	4サイクル	H18	二輪車コールド(g/km)	CO	2.0	H24	WMTC(g/km)※5	CO	2.2	H28	WMTC(g/km)※5	CO	1.14	1.14	1.14	
					HC	0.50			HC	0.45			HC	0.30	0.20	0.17	
		2サイクル			NO_X	0.15			NO_X	0.16			NO_X	0.07	0.07	0.09	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	H19		CO	2.0			CO	2.2			CO	1.14	1.14	1.14	
					HC	0.50			HC	0.45			HC	0.30	0.20	0.17	
		2サイクル			NO_X	0.15			NO_X	0.16			NO_X	0.07	0.07	0.09	
	軽二輪自動車	4サイクル	H18		CO	2.0(2.7)			CO	2.62			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
					HC	0.30(0.40)			HC	0.27			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
		2サイクル			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.21			NO_X	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	
	小型二輪自動車	4サイクル	H19		CO	2.0(2.7)			CO	2.62(3.48)			CO	1.14	1.14(1.58)	1.14(1.58)	
					HC	0.30(0.40)			HC	0.27(0.36)			HC	0.30	0.20 (0.24)	0.17 (0.21)	
		2サイクル			NO_X	0.15(0.20)			NO_X	0.21(0.28)			NO_X	0.07	0.07 (0.10)	0.09 (0.14)	

種別		規制年	試験モード	成分	認証基準※1	規制年	試験モード	成分	認証基準※1	備考
ディーゼル特殊自動車	定格出力19kW以上37kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO_X	4.0(5.3)			NO_X	4.0(5.3)	
				PM	0.03(0.04)			PM	0.03(0.04)	
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.7(0.9)			NMHC	0.7(0.9)	
				NO_X	4.0(5.3)			NO_X	4.0(5.3)	
				PM	0.025(0.033)			PM	0.025(0.033)	
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	3.3(4.4)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	5.0(6.5)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	3.3(4.4)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
	定格出力130kW以上560kW未満のもの	H23	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	H26	NRTCM 8M (g/kWh)	CO	3.5(4.6)	
				NMHC	0.19(0.25)			NMHC	0.19(0.25)	
				NO_X	2.0(2.7)			NO_X	0.4(0.53)	
				PM	0.02(0.03)			PM	0.02(0.03)	
LPG・ガソリン特殊自動車	定格出力19kW以上560kW未満のもの	H19	7M (g/kWh)	CO	20.0(26.6)	同左				
				HC	0.60(0.80)					
				NO_X	0.60(0.80)					

※1：認証基準とは型式指定車及び装置指定車の基準値をいう。（ ）の数値はそれ以外の自動車（ＰＨＰ、新型届出（装置指定車以外のもの）、試作、組立、並行輸入車）の基準値をいう。

※2：ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した希薄燃焼方式の直接噴射式の原動機を有する自動車（リーンバーン直噴車）に限り適用する。

※3：コンバインモードとは平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

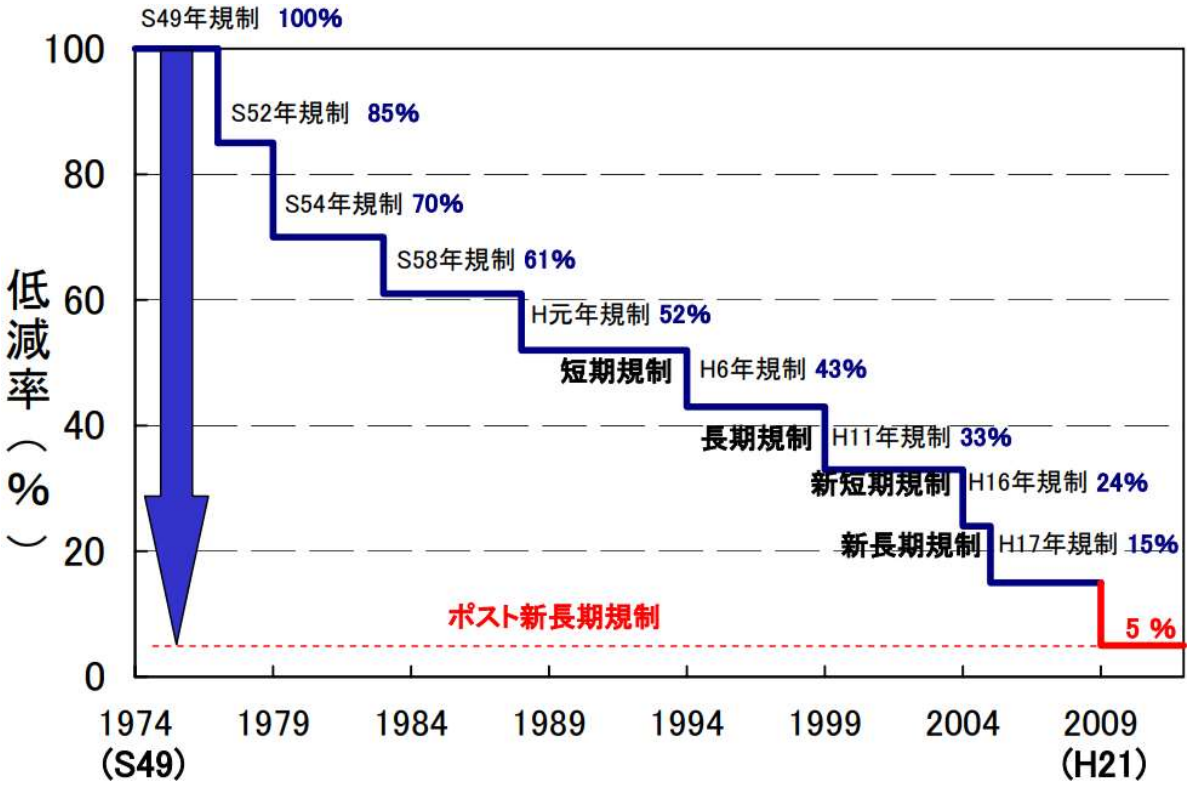
※4：NOx 触媒付直噴車に限る。

※5：第一種原動機自転車のうち、最高速度50km/h 以下のものは従前の通り

出典：国土交通省自動車局ホームページ

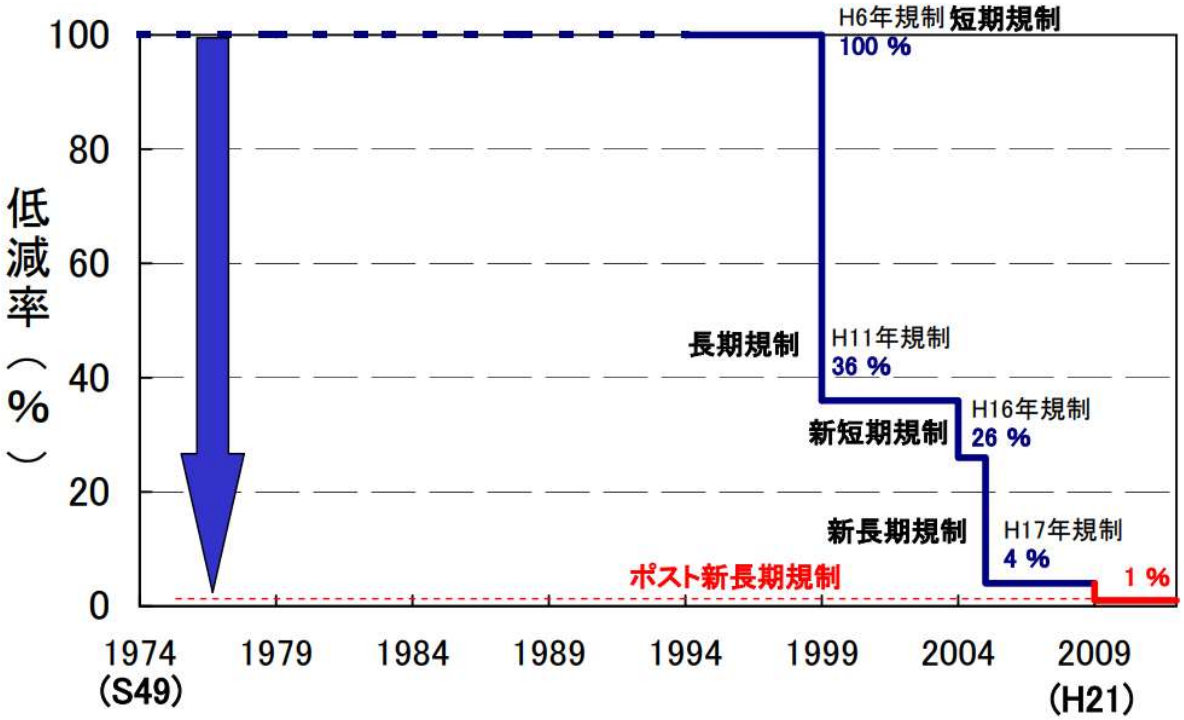
NOx 規制値の推移（ディーゼル重量車）

窒素酸化物（NOx）



PM 規制値の推移（ディーゼル重量車）

粒子状物質（PM）



出典：国土交通省自動車局ホームページ

② 自動車騒音

(ア) 環境基準（平成10年９月30日環境庁告示，平成11年４月１日施行）

地域の類型	基準値		達成期間
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	①道路に面する地域以外の地域については，施行後直ちに達成され，又は維持されるよう努める。 ②既設の道路に面する地域については，施行後10年以内を目途として達成され，又は維持されるよう努める。ただし，幹線交通を担う道路に面する地域で道路交通量が多く達成が著しく困難な地域については，10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。 ③道路に面する地域以外の地域が施行日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては，供用後直ちに達成されまたは維持されるよう努めるものとし，施行日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては，②を準用する。
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
A：２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B	55デシベル以下	45デシベル以下	
B：２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	
C：車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	
屋内へ透過する騒音に係る基準	45デシベル以下	40デシベル以下	

注）1. 昼間：午前６時～午後10時，夜間：午後10時～翌日午前６時
2. AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
3. A：専ら住居の用に供される地域
4. B：主として住居の用に供される地域
5. C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域
6. 車線：１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分
7. 幹線交通を担う道路に近接する空間について，個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。

(イ) 要請限度（平成12年３月２日総理府令第15号，平成12年４月１日施行）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

注）1. 昼間：午前６時～午後10時
夜間：午後10時～翌日午前６時
2. a区域：専ら住居の用に供される区域
b区域：主として住居の用に供される区域
c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

(ｳ)自動車単体騒音規制

平成 28 年騒音規制（UN_R51-03 導入関係）

【自動車の種別】
M 及び N カテゴリ
○　自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】
○　加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の四輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R51-03」を導入
○　定常走行騒音を廃止
○　圧縮空気騒音規制を導入（空気式ブレーキを装着した TPMLM※1 2.8 トン超の自動車に限る）

【規制値】　（単位：デシベル）

車両カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
M1 カテゴリ 乗車定員 9 人以下の乗用車	PMR※2 120 以下	72	70	68
	PMR※2 120 超、160 以下	73	71	69
	PMR※2 160 超	75	73	71
	PMR※2 200 超、乗車定員 4 人以下、R ポイント※3 の地上からの高さ 450mm 未満	75	74	72
M2 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM※1 5 トン以下の乗用車	TPMLM※1 2.5 トン以下	72	70	69
	TPMLM※1 2.5 トン超、3.5 トン以下	74	72	71
	TPMLM※1 3.5 トン超、最高出力 135kW 以下	75	73	72
	TPMLM※1 3.5 トン超、最高出力 135kW 超	75	74	72
M3 カテゴリ 乗車定員 10 人以上、TPMLM※1 5 トン超の乗用車	最高出力 150kW 以下	76	74	73
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	78	77	76
	最高出力 250kW 超	80	78	77

（単位：デシベル）

車両カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
N1 カテゴリ TPMLM※1 3.5 トン以下の貨物車	TPMLM※1 2.5 トン以下	72	71	69
	TPMLM※1 2.5 トン超	74	73	71
N2 カテゴリ TPMLM※1 3.5 トン超、12 トン以下の貨物車	最高出力 135kW 以下	77	75	74
	最高出力 135kW 超	78	76	75
N3 カテゴリ TPMLM※1 12 トン超の貨物車	最高出力 150kW 以下	79	77	76
	最高出力 150kW 超、250kW 以下	81	79	77
	最高出力 250kW 超	82	81	79

※1 TPMLM(Technically Permissible Maximum Laden Mass)：技術的最大許容質量(kg)
安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの
※2 PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／（車両重量(kg)＋75kg）×1,000
※3 運転者席の着座位置について、自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づき決定する設計点

【適用日】

	市街地加速走行騒音 規制値　フェーズ１	市街地加速走行騒音 規制値　フェーズ２	市街地加速走行騒音 規制値　フェーズ３
新型自動車（輸入自動車を除く）	平成 28 年 10 月 1 日以降	令和 2 年 9 月 1 日以降（N2 カテゴリは令和 4 年 9 月 1 日以降）	令和 6 年 10 月 8 日以降（N2、N3、M3 カテゴリは令和 8 年 10 月 8 日以降）
上記以外のもの	令和 4 年 9 月 1 日以降（N2 カテゴリは令和 5 年 9 月 1 日以降）	令和 4 年 9 月 1 日以降（N2 カテゴリは令和 5 年 9 月 1 日以降）	令和 8 年 10 月 8 日以降（N2、N3、M3 カテゴリは令和 9 年 10 月 8 日以降）

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 28 年騒音規制（近接排気騒音の相対値規制導入関係）

【自動車の種別】
L3 カテゴリ
○ 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
○ 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）
M 及び N カテゴリ
○ 自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

【規制概要】
○ 近接排気騒音について、従来の車種毎に規制値を定めた絶対値規制に替え、使用過程において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入
○ 近接排気騒音の測定方法について、UN_R に基づく測定方法へ変更

【規制値】
○ 近接排気騒音値が、新車時に確認した騒音値＋5dB の値以下であること

【適用日】

	L3 カテゴリ	M 及び N カテゴリ
新型自動車 （輸入自動車を除く）	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外のもの	令和 3 年 9 月 1 日以降	令和 4 年 9 月 1 日以降 （N2 カテゴリは 令和 5 年 9 月 1 日以降）

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成 26 年騒音規制

【自動車の種別】
L3 カテゴリ
○ 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く）
○ 二輪の原動機付自転車（排気量 0.05ℓ 超又は最高速度 50km/h 超のものに限る）

【規制概要】
○ 加速走行騒音について、より走行実態に即した規制を行うため、また、国際的な基準調和を図るため、従来の全開加速走行騒音に替え、市街地での走行状態を模擬した加速度で走行した際の二輪車の騒音を規制する国際基準である「UN_R41-04」を導入
○ 定常走行騒音を廃止

【規制値】

車両区分	市街地加速 走行騒音規制値	全開加速 走行騒音規制値
Class Ⅰ（PMR※25 以下）	73dB	←
Class Ⅱ（PMR※25 超、50 以下）	74dB	79dB
Class Ⅲ（PMR※50 超）	77dB	82dB

※ PMR(Power to Mass Ratio)：最高出力(kW)／（車両重量(kg)＋75kg）×1,000

【適用日】
○ 新型自動車（輸入自動車を除く）・・・平成 26 年 1 月 1 日以降
○ 上記以外のもの ・・・平成 29 年 1 月 1 日以降

出典：国土交通省自動車局ホームページ

平成２８年騒音規制、平成２６年騒音規制の対象となっていない自動車については、次の表に示す従前の規制が適用される。

自動車騒音規制の推移

〔単位：デシベル〕

| 自動車の種別 | | | | 定常走行騒音 新車 昭和26年 | 46年 | 平成10年※2 | 11年※2 | 12年※2 | 13年※2 | 定常走行騒音 使用過程 昭和26年 | 加速走行騒音 新車 昭和46年 | 51年 | 52年 | 54年 | 57年 | 58年 | 59年 | 60年 | 61年 | 62年 | 平成10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 排気騒音 新車及び使用過程 昭和26年 | 46年 | 近接排気騒音 新車及び使用過程 61年 | 63年 | 平成元年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 |
|---|
| 特殊自動車 | | | | 85 | | | | | | 85 | – | | | | | | | | | | | | | | 85 | | 110 | | | | | |
| 貨物自動車 乗合自動車（トラック・バス） | 大型車：GVW※1 3.5トン超、原動機最高出力150kW超 | 全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車 | | 85 | 80 | | | | 83 | 85 | 92 | 89 | 86 | | | | 83 | | | | 82 | | | | 85 | 80 | 107 | | | | | 99 |
| | | トラック | | | | | | | 82 | | | | | | | | 83 | | | | 81 | | | | | | | | | | | |
| | | バス | | | | 82 | | | | | | | | | | | 83 | | | 81 | | | | | | | | 99 | | | | |
| | 中型車：GVW※1 3.5トン超、原動機最高出力150kW以下 | 全輪駆動車 | | 85 | 78 | | | | 80 | 85 | 89 | 87 | 86 | | | 83 | | | | | | | 81 | | 85 | 78 | 105 | | | | | 98 |
| | | その他 | バス | | | | | 79 | | | | | | | | | | | | | 80 | | | | | | | | | 98 | | |
| | | | その他 | | | | | | 79 | | | | | | | | | | | | | | | 80 | | | | | | | | |
| | 小型車：GVW※1 3.5トン以下 | GVW※1 1.7トン超 | | 85 | 74 | | | | 74 | 85 | 85 | 83 | 81 | | | | 78（全輪駆動車） | | | | 76 | | | | 85 | 74 | 103 | | | | | 97 |
| | | GVW※1 1.7トン以下 | | | | 74 | | | | | | | | | | | 78（全輪駆動車以外） | | | | 76 | | | | | | | | 97 | | | |
| 軽貨物自動車 | 排気量0.66ℓ以下 | 原動機が運転席の前（ボンネット型） | | 85 | 74 | | | | 74 | 85 | 85 | 83 | 81 | | | | 78（全輪駆動車） | | | | 76 | | | | 85 | 74 | 103 | | | | | 97 |
| | | その他（キャブオーバ型） | | | | 74 | | | | | | | | | | | 78（全輪駆動車以外） | | | | 76 | | | | | | | | 97 | | | |
| 乗用自動車 | 乗車定員10人以下 | 乗車定員7人以上 | リヤエンジン | 85 | 70 | | | | 72 | 85 | 84 | 82 | 81 | 78 | | | | | | | | 76 | | | 85 | 70 | | 103 | | | | 100 |
| | | | その他 | | | 72 | | | | | | | | | | | | | | | 76 | | | | | | | | | | | 96 |
| | | 乗車定員6人以下 | リヤエンジン | 100 |
| | | | その他 | 96 |
| 二輪自動車 | 小型二輪：排気量0.25ℓ超 | | | 85 | 74 | | | | 72 | 85 | 86 | 83 | 78 | | | | | | 75 | | 73 | | | | 85 | 74 | 99 | | | | | 94 |
| | 軽二輪：排気量0.125ℓ超、0.25ℓ以下 | | | | | 71 | | | | | 84 | | | | | | 75 | | | | 73 | | | | | | | | 94 | | | |
| 原動機付自転車 | 第二種：排気量0.05ℓ超、0.125ℓ以下 | | | 85 | 70 | | | | 68 | 85 | 82 | 79 | 75 | | | | | | 72 | | | | 71 | | 85 | 70 | 95 | | | | | 90 |
| | 第一種：排気量0.05ℓ以下 | | | | | 65 | | | | | 80 | | | | | | 72 | | | | 71 | | | | | | | | 84 | | | |

※1　GVW：車両総重量

※2　平成10年規制以降は新たな定常走行騒音測定方法を適用

H26,28 期制から
廃止

H26,28 期制から
UN R51-03,R41-04 を導入

H28 期制から
測定方法を UN 期制に変更
相対値期制を導入

出典：国土交通省自動車局ホームページ

(エ) タイヤの車外騒音規制値

【自動車の種別】（新車規制のみ）
○ 空気入ゴムタイヤを備える自動車（二輪自動車，側車付二輪自動車，三輪自動車，大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）

【タイヤの車外騒音規制】
○ 「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第 117 号)」の試験法及び規制値を導入

【規制値】

タイヤのクラス	断面幅の呼び（mm）	規制値 dB（A）
C1※1	w≦185	70
	185＜w≦245	71
	245＜w≦275	72
	275＜w	74

シビアスノータイヤ，エクストラロードタイヤ，レインフォースドタイヤ，又はこれらの分類の組み合わせについては，上記規制値を 1dB（A）引き上げるものとする。

タイヤのクラス	タイヤの種類	規制値 dB（A）	
		その他	トラクションタイヤ
C2※2	ノーマルタイヤ	72	73
	スノータイヤ	72	73
	シビアスノータイヤ	73	75
	特殊用途タイヤ	74	75
C3※3	ノーマルタイヤ	73	75
	スノータイヤ	73	75
	シビアスノータイヤ	74	76
	特殊用途タイヤ	75	77

※1 乗用車用タイヤ
※2 小型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス≦121 かつ速度記号≧N のタイヤ）
※3 中型・大型商用車用タイヤ（単輪でのロードインデックス≦121 かつ速度記号≦M 又は単輪でのロードインデックス≧122 のタイヤ）

【適用日】

<table>
<tr><th rowspan="2">自動車の種別</th><th colspan="2">適用時期</th></tr>
<tr><th>新型車※
（PHP 自動車を除く）</th><th>左記以外の自動車
（継続生産車等）</th></tr>
<tr><td>乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車</td><td>平成 30 年 4 月 1 日</td><td>令和 4 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td>乗車定員 9 人を超え，かつ，車両総重量が 5 トン以下の専ら乗用の用に供する自動車</td><td rowspan="3">平成 31 年 4 月 1 日</td><td rowspan="3">令和 6 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td>車両総重量が 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車</td></tr>
<tr><td>車両総重量が 3.5 トン以下の被牽引自動車</td></tr>
<tr><td>乗車定員 9 人を超え，かつ，車両総重量が 5 トン超えの専ら乗用の用に供する自動車</td><td rowspan="3">令和 5 年 4 月 1 日</td><td rowspan="3">令和 8 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td>車両総重量が 3.5 トン超えの貨物の運送の用に供する自動車</td></tr>
<tr><td>車両総重量が 3.5 トン超えの被牽引自動車</td></tr>
</table>

※ 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については，継続生産車等への適用時期と同じとする。

出典：国土交通省自動車局ホームページ

③道路交通振動

要請限度（振動規制法施行規則12条，別表第２）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第１種区域	65dB	60dB
第２種区域	70dB	65dB

注）1. 昼間：午前５時，６時，７時又は８時～午後７時，８時，９時又は10時

夜間：午後７時，８時，９時又は10時～翌日午前５時，６時，７時又は８時

2. 第１種区域，第２種区域とは，下記の地域に相当し，都道府県知事が定めた区域をいう。

第１種区域　良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域

第２種区域　住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3　都道府県知事又は指定都市の長等，道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより，学校，病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は，上記表に定める値以下当該地から５dB を減じた値以上とし，特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要

道路管理者又は関係市町村 → 要請可 → **沿道整備道路**

国土交通大臣の同意を得て都道府県知事が指定

指定の要件
- 交通量　１万台
- 騒　音 Leq 70db(昼)
　又は Leq 65db(夜)
- 住　居　50以上連たん
- 車線数　２車線以上

道路交通騒音減少計画

道路管理者及び都道府県公安委員会が道路構造の改善，交通規制等に係る計画を策定

⇩

計画に従い必要な措置を実施

沿道地区計画

沿道の土地利用を都市計画により規制

《計画の内容》
- 区域及び方針
- 沿道地区整備計画
 - 建築物の間口率・高さの最低限度，防音上・遮音上の制限，緩衝空地，道路等の施設の整備　等

沿道整備協議会

都道府県知事，都道府県公安委員会，市町村，道路管理者(国の地方行政機関の参加も可)が沿道整備に必要となるべき措置を協議

沿道整備促進のための助成等

○沿道整備用地の取得費用の無利子貸付け
- 国→市町村
- 費用の2/3以内(10年償還)

○緩衝建築物の建築等費用の一部負担
- 道路管理者→建築者
- 建築費等(3F以下)の17%等

○防音工事に対する助成
- 道路管理者→住宅所有者等
- 工事費用の3/4

○住宅の移転等に対する助成
- 道路管理者→住宅移転者等
- 通常要する移転等費用の額

沿道整備推進機構

○市町村が公益法人を指定

《業務の内容》
- 沿道整備事業者に対する情報提供，相談等の援助
- 緩衝建築物の建築
- 沿道整備用地の取得，管理，譲渡　等

○機構の用地取得について市町村が行う無利子貸付けに対する無利子貸付け
- 国→市町村
- 貸付額の2/3以内
(10年償還)

沿道整備権利移転等促進計画

○市町村が策定

《計画の内容》
- 権利移転者名，権利移転地，移転後の土地の利用目的
- 権利移転時期，対価　等

○計画の公告により権利移転

○土地所有者等は計画策定を要請可

沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況（令和７年４月１日現在）

	道路名	沿道整備協議会	道路交通騒音測り計画	指定区間	延長(km)	公告年月	地区計画	延長(km)	公告年月	建築条例
1	一般国道43号 阪神高速 神戸西宮線 阪神高速 大阪西宮線	○	×	尼崎市東本町～神戸市灘区味泥町 (神戸市灘区大石南町～西宮市今津水波町)	20.2 (12.6)	S57.8	尼崎市道意地区 (区域及び整備の方針のみ都計済)	0.8	H13.03	×
							〃　竹谷地区	0.7	H14.11	×
				(尼崎市東本町～西宮市今津水波町)	(7.3)		(　　〃　　)			
							〃　城内地区	1.0	H15.12	×
							(　　〃　　)			
							〃　開明地区	0.9	H15.12	×
							(　　〃　　)			
							〃　武庫川・元浜地区	0.8	H15.12	×
							(　　〃　　)			
				(計)	20.2 (40.1)		(計)	4.2		
2	環状７号線	○	○	大田区大森本町２丁目～江戸川区臨海町４丁目						
				(大田区大森本町２丁目～練馬区小竹町２丁目)	23.2	S58.11	大田区	6.4	S63.01	○
							目黒区	2.7	〃	○
							世田谷区野沢地区南部	1.0	S62.11	○
							〃　北部	0.7	S61.08	○
							〃　三軒茶屋・上馬地区	0.9	S62.03	○
							〃　代田南部・若林地区	1.7	S62.11	○
							〃　代田北部地区	0.5	〃	○
							〃　大原・羽根木地区	1.1	S62.03	○
							杉並区	4.2	S62.01	○
							中野区	1.9	S60.06	○
							練馬区桜台・栄町・豊玉地区	2.1	S63.01	○
							〃　羽沢・小竹地区	0.8	S62.01	○
				(板橋区小茂根４丁目～北区神谷３丁目)	6.5	S62.12	板橋区	4.2	H01.10	○
							北区	2.4	H01.04	○
				(足立区新田１丁目～同区中川４丁目)	10.9	S59.08	足立区(D 地区)	2.8	H01.03	○
							〃　(B 地区)	1.7	S63.01	○
							〃　(A 地区)	1.2	S62.04	○
							〃　(C 地区)	4.5	H01.03	○
				(葛飾区亀有５丁目～同区東新小岩２丁目)	5.0	S62.12	葛飾区	4.8	H03.01	○
				(江戸川区上一色町～同区臨海町４丁目)	9.9	H02.03	江戸川区	9.9	H04.12	○
				(計)	55.5		(計)	55.5		
3	環状８号線 (羽田上高井戸 岩淵線)	○	○	大田区蒲田４丁目～杉並区井草３丁目						
				(大田区蒲田４丁目～同区田園調布２丁目)	7.0	H12.03	大田区	7.0	H13.04	○
				(世田谷区東玉川２丁目～同区八幡山３丁目)	10.4	H13.03	世田谷区東玉川地区	1.0	H15.01	○
							〃　玉川田園調布地区	0.6	〃	○
							〃　野毛・等々力・中町地区	2.1	〃	○
							〃　瀬田・上野毛・野毛地区	1.9	〃	○
							〃　瀬田・玉川台地区	0.9	〃	○
							〃　砧公園・上用賀地区	1.2	〃	○
							〃　砧・桜丘地区	1.4	〃	○
							〃　千歳台・船橋地区	1.2	〃	○
							〃　粕谷・南烏山・八幡山地区	1.2	〃	○
				(杉並区上高井戸１丁目)	0.3	H06.09	杉並区	0.3	H08.05	○
				(世田谷区上北沢５丁目)	0.3	H13.03	世田谷区上北沢５丁目地区	0.3	H15.01	○
				(杉並区上高井戸３丁目～同区井草３丁目)	6.2	H06.09	杉並区	4.9	H08.05	○
				練馬区春日町２丁目～同区錦２丁目						
				(練馬区春日町２丁目)	0.4	S61.03	練馬区春日町二丁目地区	0.4	S61.08	×
				(練馬区北町６丁目)	0.4	S58.11	〃　北町・早宮地区	0.4	S59.11	×
				(練馬区北町６丁目～同区錦２丁目)	1.2	H12.03				
				板橋区相生町～同区小豆沢４丁目						
				(板橋区相生町～同区志村３丁目)	0.7	H01.09	板橋区(A 地区)	0.7	H02.12	×
				(板橋区坂下１丁目～同区小豆沢４丁目)	1.7	H05.07	〃　(B 地区)	1.7	H06.04	×
				(計)	28.6		(計)	27.2		
4	笹目通り	×	×	練馬区南田中４丁目～同区旭町１丁目	3.7	H14.03	練馬区	3.7	H15.11	○
				(計)	3.7		(計)	3.7		
5	目白通り	×	×	練馬区中村北２丁目～同区大泉町５丁目	4.9	H15.11				－
				(計)	4.9		(計)			
6	一般国道４号	○	×	足立区梅田１丁目～同区西保木間４丁目	5.1	S59.08	足立区(A 地区)	3.7	S62.01	○
							〃　(B 地区)	1.4	H01.03	○
				(計)	5.1		(計)	5.1		
7	一般国道23号	○	×	四日市市北納屋町～同市西末広町	1.2	S59.09	四日市地区	1.2	S62.11	○
				(計)	1.2		(計)	1.2		
8	一般国道254号	×	×	板橋区中丸町～練馬区旭町３丁目						
				(板橋区中丸町～同区桜川３丁目)	4.1	H08.09	板橋区(A 地区)	4.1	H09.11	○
				(板橋区桜川３丁目～練馬区旭町３丁目)	4.6	H12.03	板橋区(B 地区)	2.3	H23.12	○
				(計)	8.7		(計)	6.4		
9	中原街道	×	×	品川区平塚２丁目～大田区南雪谷２丁目						
				(品川区平塚２丁目～同区旗の台５丁目)	2.4	H17.04	品川区	2.4	H18.12	○
				(大田区南千束1丁目～同区南雪谷２丁目)	2.6	H17.04	大田区	2.6	H20.05	○
				(計)	5.0		(計)	5.0		
		9 路線 5 協議会	2 路線	合　計 路線数計	132.9 (延べ152.8) 11路線		合　計	108.3 (50箇所)		41 箇所